

# SARC サーク・コミュニケーションズ

Secure Broadcasting Authorization and Research Center

## communications



### 「個人情報保護と企業評価」

個人情報保護委員会 委員

嶋田実名子

昨年から今年にかけて、個人情報保護に係る法律に大きな変化があった。日本においては、2017年5月30日に全面施行された『改正個人情報保護法』、またEUにおいては、2018年5月25日から運用された『一般データ保護規則』（いわゆるGDPR：General Data Protection Regulation）。各企業は、今それらに対応するために、法律の理解からはじまり、組織、体制、運用と対応に追われているのではないかと。

私が所属する個人情報保護委員会も、個人情報保護法改正に合わせて、各省庁に分散していた個人情報取扱事業者に対する監督権限を委員会に一元化する目的で、2016年に発足した。委員会は、個人情報に関する法律、政令、省令、ガイドラインを所管し、広報・啓発、国際協力に至るまで、国の代表機関として活動している。

ところで、報道によれば、世界のネット上での個人情報の漏洩は、2018年4月時点で、22億件、そのうち日本関連は1千万件だという。また、直近では、フェイスブックからの個人情報漏洩問題も、世界レベルで大きな社会問題となった。情報技術の発展、企業活動のグローバル化の加速により、個人情報が本人の同意なしに集められ、十分に保護されないリスクが急速に高まってきている。温度差があるにせよ、各国が個人データ収集については、規制を強める傾向にある。

一方、我が国は、「Society 5.0」を掲げて、データ活用による日本再興を目指している。21世紀は、「様々なデータ」が、あらたな経済資源として注目される時代ともいえよう。それをどのように活用し、日本のみならず人類の幸福にむすびつけていくのかが、大きな課題である。しかしながら、この「個人情報」は、各国の歴史や暮らしをベースとして、その定義や、プライバシーの捉え方が、各国それぞれ違う。情報に国境はない。だからこそ、それぞれの国のあり方を尊重して、未来に向けては共通のルール作りができればよいと思う。実現はすぐにはかなわないだろうが、まさに次世代においては、そうしたルールづくりを目指すべきだと思う。

私達はともすると、個人情報とプライバシーを同一のものとして捉え、そのデータを産業に活用することについて、臆病になる傾向にある。個人情報を利用することではなく、個人のプライバシーを侵害することが問題なのである。改正個人情報保護法によって、新たに整備された「匿名加工情報」は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であり、利活用がすすむことを期待している。

個人データの利活用の可能性が高まるにつれ、個人情報保護は、ますます国際社会から要請されるようになるだろう。個人情報保護とは少し趣がちがうが、私が企業において、CSR（企業の社会的責任活動）を担当していたころ、それまで、企業のIR報告書において、財務情報を中心にした情報開示から、非財務情報についても、情報開示するよう、欧州の企業格付け機関から要請され、そのことに、いち早く取り組んだ企業こそ、企業価値を正しく評価されることとなった。

個人情報保護の取組も、企業の信用に大きく影響するものであり、新たに世界市場に参入するとき、取引先の選定、投資、消費者の購買行動などあらゆる場面で、企業の評価基準にむすびついていくはずである。すなわち、個人情報保護の体制をきちんと整えることは、企業にとっても、「守り」だけでなく、「攻め」のチャンスを得ることにもつながるのではないかと考える。

当委員会の活動はホームページを通じて、個人から、行政、事業者まで様々な対象に向けて、情報発信している。これからも「個人情報」の保護と利活用について、よりよい体制づくりへと活動を進化させていきたい。



## 理事長挨拶

一般財団法人 放送セキュリティセンター理事長

中 田 睦

一般財団法人放送セキュリティセンターは、「認定個人情報保護団体」と「プライバシーマーク指定審査機関」として放送分野における個人情報保護の適正な取扱いの推進をしてまいりました。

昨年、5月30日に改正個人情報保護法が完全施行されました。これに伴い個人情報保護委員会から改正個人情報保護法に準拠する「個人情報保護ガイドライン」が制定され、また、総務省からは、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のワーキングでの議論の結果を受けて「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が告示されました。これらを受けて、当財団においても個人情報保護委員会及び総務省のご指導をいただき、また消費者団体等や全放送業界のご意見もいただき、認定個人情報保護団体としての、匿名加工情報等を含めた放送業界の自主ルールとして、「個人情報保護指針」を改定いたしました。また、これまでの有線放送テレビ事業者、衛星放送事業者に加え、新たに日本放送協会及び地上放送事業者も対象事業者として登録されました。今後とも全放送分野における個人情報に係る苦情処理や情報漏洩事案についての的確に対処していく所存です。

また、放送分野として唯一のプライバシーマークの指定審査機関として、付与適格性審査の向上を図り、審査件数の増加に努め、プライバシーマークの適正な推進をしてまいります。

これからも財団の適切な運営に努めていく所存でございます。関係の皆様には引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

# 改正個人情報保護法の最新動向

～個人情報保護委員会の活動：全面施行後1年を振り返って～

個人情報保護委員会事務局 参事官 小川久仁子



改正個人情報保護法は昨年5月30日に全面施行された。全面施行後1年を振り返って、個人情報保護委員会における様々な活動状況についてご紹介をさせていただきます。

## 1. 個人情報保護委員会とその活動概要

平成28年1月1日に独立性の高い行政委員会として個人情報保護委員会が設置された。個人情報保護法を所管し、同法に基づく監視・監督業務を一元的に行っている。現在の事務局職員数は約130名となっている。

個人情報保護委員会活動方針に基づき、相談窓口へ寄せられる質問への丁寧な対応や積極的な広報・啓発活動等を通じ、改正個人情報保護法の円滑な施行を図ってきている。また、個人情報保護法関係について、①監督権限の一元化を踏まえた効率的かつ効果的な監督活動、②パーソナルデータの適正な活用の促進、③認定個人情報保護団体への支援について重点的に取り組んでいる。更に、グローバルにプレゼンスを高め、個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境に向けて米国やEU・英国等と国際協力を進めている。

## 2. 相談窓口対応と広報・啓発

個人情報保護法相談ダイヤル等の電話相談窓口における受付件数は、平成29年4月～12月までの間に約2万件あり、月別推移を見ると事業者から改正法の施行前の5月に最も多く相談が寄せられた。

広報・啓発として、個人情報保護法及びマイナンバーガイドライン等に関する説明会を250回開催、参加者は2万5千人以上である。中小企業の方などにも分かりやすい周知広報を心がけており、例えば「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」を作成しウェブサイト等でも公表している。また、トラブル防止の観点から個人情報保護法に関するヒヤリハット事例や個人データの漏えい等事案に関する情報提供も進めている。

最近では、ウェブサイト運営者の方を対象として「SNSの「ボタン」等の設置に係る留意事項」を注意情報として公表しており、ご参考にしていただき

たい。

## 3. パーソナルデータの適正な活用の促進

個人情報保護委員会として個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進する観点から、官民データ活用推進基本計画等も踏まえ、①個人情報及び匿名加工情報の取り扱いに関する事業者からの相談受付、②相談結果を踏まえた情報発信、③認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組みの支援等の取り組みを進めている。

新たに導入された匿名加工情報制度について、説明会、事業者ヒアリングや委員会ウェブサイトを通じた内容の周知を実施しており、平成29年度末時点で既に300社以上により匿名加工情報の作成が公表されている。実際の活用事例として、処方箋記載事項、購買履歴、クレジットカード利用情報等に係るユースケースをとりまとめて公表している。

## 4. 認定個人情報保護団体

改正個人情報保護法の下で、認定個人情報保護団体の制度は業界や事業分野の特性に柔軟に対応する官民共同規制の枠組みとして重視されている。信頼性のあるルール策定、対象事業者へのルールの徹底・指導、事業者と委員会との情報のハブ機能等の役割が想定される。SARCをはじめとした認定個人情報保護団体の活動が更に発展充実し、業界全体として消費者の信頼醸成を進めていくことが期待される。

## 5. 国際的連携の推進

本年5月25日よりEUの一般データ保護規則(GDPR)が適用されている。委員会ウェブサイトにおいてGDPR情報ページを設けて情報発信をしている。日EU間の相互の円滑な個人データの移転を実現するための枠組み構築に向けて、個人情報保護委員会と欧州委員会司法総局との間で累次の対話を進めてきているところである。

また、個人情報保護委員会はAPEC越境プライバシールール(CBPR)を日米協力して促進するとともに、グローバルプライバシー執行ネットワーク(GPEN)やデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議(ICDPPC)等の正式メンバーとなり国際的プレゼンスを高めている。



# 放送分野におけるパーソナルデータの適正な利活用の推進

総務省情報流通行政局放送政策課企画官 藤波 恒一



## 1. 放送分野ガイドライン

総務省では、放送の国民への最大限の普及とその効用の保障や、放送による表現の自由の確保という放送法上の観点と、個人情報の適切な取扱いに関する個人情報保護法上の観点の双方を踏まえ、2004年に、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（旧指針）を定め、放送分野における個人情報・プライバシーの保護に取り組んできました。

2015年の個人情報保護法改正（2017年5月30日施行）や総務省が開催する「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次取りまとめ」（2016年9月）を受け、2017年4月に、個人情報の保護と利活用の促進を目的に、旧指針を改正し、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（放送分野ガイドライン）を策定しました。

放送分野ガイドラインは、全分野に共通的な事項は、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に合わせつつ、放送分野に特有の視聴履歴の取扱い等について、放送特有の事情を踏まえた規律を付加しています。

放送分野ガイドラインは、全分野に共通的な事項は、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に合わせつつ、放送分野に特有の視聴履歴の取扱い等について、放送特有の事情を踏まえた規律を付加しています。

## 2. 視聴関連情報の取扱い

放送分野における視聴関連情報の取扱いについては、上記の放送法上の要請や、放送の視聴に伴う履歴取得が必ずしも一般的とはいえず、放送受信者によっては取得を十分に認識していない可能性があること、世帯単位での視聴であるということなどの事情を踏まえる必要があります。

放送分野ガイドラインでは、視聴履歴（同ガイドライン第3条第5号）の取扱いについて、旧指針で認められていなかった課金及び統計作成目的以外の利用が認められることとなりましたが、この従来から認められてきた2つの目的に加え、新たに匿名加工情報作成を加えた3つの目的を超える取扱いをする場合には、事前に本人同意を得ることとされています（第35条第1項）。また、この同意が事実上放送の視聴の条件となることを避けるため、同意しな

い場合でも、放送の視聴を担保する規定を置くとともに（第35条第2項）、同意後、同意の撤回（オプトアウト）ができることとされています（第35条第3項）。さらに、視聴履歴から要配慮個人情報を推知することや推知させることがないように注意しなければならないとされています（第34条）。

また、同ガイドラインの解説で、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、個人情報に該当しない情報を、「非特定視聴履歴」と定義し、その取扱いについては、個人情報ではないため同ガイドラインは適用されないものの、個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取組がなされることが望ましいとしています。

なお、同ガイドラインの対象は、受信者情報取扱事業者（第3条第3号）とされており、受信機メーカー等の放送事業者以外の事業者も、受信者情報取扱事業者に該当する場合は、同ガイドラインの対象となります。

## 3. 放送分野における認定個人情報保護団体であるSARCに期待される役割

放送分野におけるパーソナルデータの適正な利活用を推進していくため、現在、多数の事業者、団体等の理解と協力を得て、賛助会員・対象事業者の拡充等のSARCの体制強化が進められており、2017年には、放送分野ガイドラインを踏まえ、SARCの個人情報保護指針が策定されました（同年8月公表）。

この指針には、非特定視聴履歴の取扱いといった個人情報の範囲を超えたパーソナルデータの取扱いは盛り込まれていません。また、視聴履歴の匿名加工情報の作成方法についても、その具体的な方法について、専門家の知見を得た検討を深めていくことが必要です。

これらの課題について、今後、SARCが中心となって幅広い事業者、団体等の参加を得た議論、検討を行い、放送分野におけるパーソナルデータの適正な利活用の推進に向けた個人情報保護指針の拡充等による自主ルールの整備が進むことが期待されています。

# データ利活用をめぐる動向と視聴履歴

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 戸部 常寿



## 1. データ利活用をめぐる動向

IoT、ビッグデータ、AI等により、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決が両立する人間中心の社会であるSociety 5.0を目指す動きが高まっている。これまで課題設定機能・世論認知機能を公衆に提供してきた放送サービスも、こうした経済・社会全体の流れと無縁ではいられない状況となっている。

個人情報の保護と利活用のバランスを定める個人情報保護法は、データ主導社会の法的インフラである。2015年改正法は本人の同意を得ずにパーソナルデータの流通を実現するために匿名加工情報制度を新設したが、現在は、個人情報の流通を適切な本人関与の下で実現するという観点から、例えばカメラ画像の利活用や情報銀行が検討されている。

今後の経済・社会のあり方を左右するデータが、公正・自由な競争環境の下で流通・利活用されることを確保するために、GAFAといわれるグローバルなIT企業に対する競争法の適用のあり方が日本を含む各国で議論されており、特にEUの一般データ保護規則が定めるデータポータビリティ権の運用が注目されている。

さらに、官民データ活用推進基本法の下で、公的部門に加えて民間企業も協調分野において、保有するデータを囲い込むのではなく、オープンデータとして日本全体での流通・利活用を促進する取り組みが始まっている。こうしたデータ利活用をめぐる動向に対しては、番組編集・事業経営ともに絶えず注意が払われるべきであろう。

## 2. 放送制度改革をめぐる動向

総務省・放送を巡る諸課題に関する検討会（諸課題検）は2015年以降、メディア環境の変化を踏まえ、「放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題解決」を今後の放送政策の方向性として打ち出し、番組のネット同時配信等の新サービスの展開につい

ても丁寧な議論を重ねてきた。さらに規制改革推進会議は2017年秋以降、電波の有効利用の検討を総務省に求めるとともに、2018年に入って放送制度改革についても議論してきたが、一時期報道されたような番組編集準則の廃止等は最終的な答申には盛り込まれなかった。

同時期に開催された諸課題検の分科会では、放送の社会的役割が改めて指摘されたところでもあり、放送業界が一体となって、Society 5.0の下で国民・視聴者の知る権利をより一層充実させる方向での取り組みを加速することが、期待される。

## 3. 視聴履歴の保護と利活用

以上のような動向から見れば、視聴履歴の利活用が今後の放送にとっての鍵であることは明らかといえよう。ネットに接続したテレビ・ラジオはIoTとしてみれば多数の視聴者の趣味・嗜好等を把握するのに適した端末であると同時に、得られたデータを利活用することで、パーソナルな領域と公共空間をつなぐ接点となり得る。

SNSがコンテンツ配信の法的・倫理的責任を問われるようになり、いわばメディア化を進める半面、放送サービスも通信分野のデータ利活用の経験から学ぶべき点は多いと思われる。視聴履歴を番組編集に当たって活用したり、広告媒体としての価値の向上に活かしたりすることはもちろんだが、とりわけローカル局は地域情報のエコシステムにおいて、データの流通と利活用を積極的に担うことが期待される。

他方、視聴履歴がパーソナルデータ一般よりも厳格に取り扱われるべきことは、放送が信頼されるメディアであり続けるためにも当然である。2017年の放送分野個人情報ガイドライン（総務省）や認定個人情報保護団体指針（SARC）が、視聴履歴の利活用の途を広げる一方、視聴履歴から要配慮個人情報を推知することの禁止や、非特定視聴履歴の取得等について特別の定めを置いたのは、このようなバランスに配慮したものである。今後、SARCにおいてユースケースの分析やベストプラクティスの共有を具体的に進め、必要があれば指針等の見直しにも取り組むことが期待される。

## 「認定個人情報保護団体」から

個人情報保護センター 齋藤 孝行

個人情報保護センターから対象事業者の皆様に必要なお知らせと過去1年間の活動状況を報告させていただきます。

### (1) 対象事業者の順守事項

漏えい事案報告の窓口は個人情報保護センター、報告の経路は個人情報保護センターから総務省報告となりました。総務省を経由して個人情報保護委員会へ報告となります。漏えい事案発生時は遅滞なく当センターに報告書を提出してください。詳細が不明でも事案発生事実を遅滞なくお知らせいただき、詳細は続報で報告ください。漏えい事案報告が遅れた場合、事後対応に支障をきたし、ひいては対象事業者の社会的信用を失う恐れもあります。また、プライバシーマーク付与対象事業者は当センターの報告とは別に報告書をプライバシーマーク推進部に提出してください。

改正個人情報保護法第27条第1項第4号、放送分野ガイドライン第20条に規定されている通り苦情解決申出先（SARC）を相談者が知り得るようにしてください。具体的には対象事業者ホームページ等で苦情解決申し出先の掲示を必ずお願いいたします。昨年から掲載内容が変更になりましたのでSARCのホームページで掲載例をご確認いただき、修正が必要であればホームページ改修機会に必ず修正ください。

### (2) 苦情・相談取扱い処理件数推移

平成29年度中の苦情・相談の総数は、26件でした。平成29年度の内訳をみると、ケーブルテレビ分野では、個人からの苦情・相談が11件、事業者からの相談が7件、計18件でした。衛星放送分野では、個人からの苦情・相談が1件、事業者からの相談が4件、計5件でした。地上系分野では個人からの相談は0件、事業者からの相談が1件の計1件、公共放送では個人からの相談2件、事業者からの相談は0件、計2件となりました。平成29年度は改正保護法の全面施行、併せて認定個人情報保護団体指針の改定とその運用等から約10か月が経過、新たな対象事業者の増加で個人情報保護に直接関係のない問い合わせ件数が増加傾向で、今後も問い合わせ内容も

#### 苦情・相談取扱い処理件数推移

年度	CATV			衛星放送		地上系放送			公共放送		合計
	個人	事業者	小計	個人	事業者	小計	個人	事業者	小計		
平成17年度計	2	18	20	8	0	8	-	-	-	-	28
平成18年度計	2	19	21	4	2	6	-	-	-	-	27
平成19年度計	6	15	21	6	2	8	-	-	-	-	29
平成20年度計	3	19	22	1	1	2	-	-	-	-	24
平成21年度計	6	15	21	0	0	0	-	-	-	-	21
平成22年度計	3	5	8	2	1	3	-	-	-	-	11
平成23年度計	2	4	6	2	0	2	-	-	-	-	8
平成24年度計	4	3	7	1	2	3	-	-	-	-	10
平成25年度計	7	6	13	4	0	4	-	-	-	-	17
平成26年度計	14	2	16	3	0	3	-	-	-	-	19
平成27年度計	6	2	8	3	0	3	-	-	-	-	11
平成28年度計	10	3	13	3	1	4	-	-	-	-	17
平成29年度計	11	7	18	1	4	5	0	1	1	2	26
開所通算合計	76	118	194	38	13	51	0	1	1	2	248

多岐にわたり問い合わせ、相談件数はさらに増加すると予想しています。個人情報保護センターでは、認定個人情報保護団体指針に従い対象事業者、個人からの相談に今まで以上に誠意をもって対応することを心がけます。

### (3) 対象事業者の個人情報漏えい事案推移

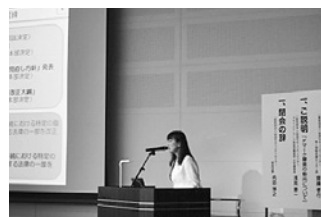
平成29年度中のケーブルテレビ分野の事案報告件数は18件、衛星放送分野は2件、地上放送系分野2件、公共放送が1件の計23件でした。件数的には微増でしたが、漏えい事案報告が当センターの重要な業務となったため、報告対応業務は増加しました。

#### 対象事業者の個人情報漏えい事案推移

年度	ケーブルテレビ	衛星放送	地上系放送	公共放送	合計
平成17年度	4	6	-	-	10
平成18年度	6	2	-	-	8
平成19年度	14	2	-	-	16
平成20年度	13	6	-	-	19
平成21年度	16	6	-	-	22
平成22年度	29	21	-	-	50
平成23年度	26	11	-	-	37
平成24年度	24	13	-	-	37
平成25年度	16	5	-	-	21
平成26年度	11	4	-	-	15
平成27年度	11	2	-	-	13
平成28年度	14	1	-	-	15
平成29年度	18	2	2	1	23
合計	202	81	2	1	286

### (4) 個人情報保護セミナーの実施

5月29日JA共済ビルにて「第15回個人情報保護セミナー」を開催し、190人余りの参加をいただきました。今回の講演は個人情報保護委員会事務局小川参事官、総務省放送政策課藤波企画官、東京大学大学院法学政治学研究科宍戸教授をお招きしてご講演をいただきました。（本誌に講演内容を寄稿していただきましたので、ご一読ください）



### (5) 対象事業者未登録の方へ

当認定個人情報保護団体は放送分野の事業者の個人情報取扱いについての相談センターです。対象事業者として登録していただくことで、放送分野の個人情報の取扱いを順守している事業者として個人から認知され、個人と事業者間での個人情報の取扱いに関する相談の仲介、個人情報取扱いに関する最新情報の提供を受けることができます。登録に関する詳細情報は、当財団のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

当センターでは、今後とも寄せられる相談に対して真摯で迅速な対応を心がけ、「認定業務」に邁進する所存です。関係各位の引き続いてのご支援・ご協力を是非お願い申し上げます。



## プライバシーマーク推進部から

(一財)放送セキュリティセンター プライバシーマーク推進部 主任審査員 浅見 憲一

### <個人情報保護セミナーの報告>

2018年5月29日に行われた当財団主催の第15回個人情報保護セミナーで、プライバシーマーク推進部審査室が「JISQ15001の改正と新審査基準」と題しましてお話をさせていただきました。

当日の内容について概略をご報告いたします。

#### (1) 改正されたJISQ15001：2017の概要

2017年12月20日、新たなJISQ15001：2017が公開されました。これまでのJISQ15001：2006は本文と解説で構成されておりましたが、新JISでは別に本文が設けられ、これまでの本文（規定）は付属書A、解説は付属書Bとなり、付属書Cとして安全管理項目、付属書Dとして新旧対照表が設けられるなど見た目にも大きく変わりました。なお、規定の項番には全て冒頭にAが付与されました。

個人情報保護の面からみれば、ここ数年「番号法」の導入、「個人情報保護法」そしてJISQ15001の改正とめまぐるしい変化でしたが、事業者様にとって最大の関心事は、これらを踏まえてプライバシーマークの審査基準がどう変わるのか、この点にあるのではないのでしょうか。本日はこの変化に、どう対処すれば良いのか、お話ししたいと思います。

#### (2) Pマーク審査基準改定の概要

JISの改正などを踏まえて2018年3月16日に改訂された新たなプライバシーマークの付与適格性審査基準の概要は次の通りです。

##### (1) JIS規格の構成変更に伴う見直し

- ・ 審査項目は付属書Aの項番順に配列
- ・ 付属書B、付属書Cは審査項目に含めない

##### (2) 審査基準全般にかかわる事項

- ・ 個人情報保護法の用語及び定義に統一
- ・ 使用している用語の変更（付属書D参照）
- ・ 承認に係る審査項目の見直し
- ・ 見直し頻度の明確化（年1回の明記）

##### (3) 個別項目の変更

新・審査基準全体は上記のような概要となっておりますが、既に制度を運用されている事業者様は具体的にどう対処したら良いのでしょうか。この点について次に触れたいと思います。



#### (3) 事業者様として対応が必要な項目

具体的に対応が必要な項目は下記の通りとお考えいただけます。

##### <全ての事業者様の対応項目>

- ①改正個人情報保護法への対応
- ②個人情報管理台帳への項目追加（保管期限）
- ③従業者教育に盛り込む項目（保護方針）
- ④運用の確認（是正、代表者への報告）

##### <該当する事業者様の対応項目>

- ①共同利用について契約で定めていること
- ②委託契約に盛り込む事項（契約完了時の措置）

詳細はJIPDECから公表されている「新・審査基準」等を参照して下さい。なお、対応の可否を項番順に整理した資料も作成いたしました。まだ流動的な要素はありますが参考にご覧ください。

#### (4) 「新・審査基準」への移行について

この「新・審査基準」は2018年8月1日から適用されます。新規申請の事業者様は8月1日以降、新基準による申請、新基準による審査となります。

更新事業者様の場合は2020年7月31日まで現行基準での申請が可能で、新審査基準による審査の結果、未対応の箇所は「継続的改善事項に準ずる指摘」として次回更新審査までに対応いただければ良いことになっておりますので、無理なく新・審査基準に対応いただけるのではないかと思います。

#### (5) 「新・審査基準」関連資料の紹介

最後にJIPDECの下記URLに「新・審査基準」「新審査基準への移行について」「新JIS改正対応のQ&A」が掲載されておりますので紹介しておきます。

[https://privacymark.jp/system/operation/jis\\_kaisei/index.html](https://privacymark.jp/system/operation/jis_kaisei/index.html)

# MESSAGE BOARD

## ■SARCの主な動き（平成29年7月～30年6月）

### 全般

H29. 7. 1	SARCコミュニケーションズNo.30発行
H30. 3. 16	第13回理事会
H30. 6. 6	第14回理事会
H30. 6. 21	第7回評議員会

### プライバシーマーク業務関係

H29. 7. 6	第84回審査委員会～H30. 6. 7	第94回審査委員会
-----------	---------------------	-----------

### 個人情報保護センター関係

H30. 4. 25	第15回管理運営委員会
H30. 5. 29	第15回個人情報保護セミナー（JA共済ビル カンファレンスホール）

## ■評議員・役員の構成（順不同・敬称略）

### 【評 議 員】（H30.7.1現在）

苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム  
研究所特別研究員

大寺 廣幸 （一社）日本民間放送連盟常勤顧問

加藤 龍人 （一社）デジタルメディア協会理事

紀伊 肇 （一財）マルチメディア振興センター専務理事

黒水 則顯 ㈱WOWOW取締役副社長

鈴木 郁子 日本放送協会理事

仁藤 雅夫 スカパーJSAT㈱取締役執行役員副社長

本多 勉 ㈱ジュピターテレコム副社長執行役員

### 【役 員】（H30.7.1現在）

理 事 長 中田 睦 （一財）放送セキュリティセンター

専務理事 内田 博之 （一財）放送セキュリティセンター(常勤)

常務理事 菅井 正実 （一財）放送セキュリティセンター(常勤)

理 事 青木 隆典 （一社）日本民間放送連盟常務理事

／ 岡本 光正 （一社）衛星放送協会専務理事

／ 芝本 義孝 スカパーJSAT㈱執行役員

／ 田口 和博 ㈱ジュピターテレコム常務執行役員

／ 森田 昌克 （一社）日本ケーブルテレビ連盟理事・事務局長

／ 山口 哲史 ㈱スター・チャンネル チーフ・ファイナンシャル・  
オフィサー兼管理部統括部長

／ 山崎 一郎 ㈱WOWOW専務取締役

監 事 森山 繁樹 （一社）電波産業会理事

## ■組 織 図

